

登録検査等事業者等規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれらに対する総務省の考え方

意見提出期間：平成 29 年 5 月 30 日（火）から同年 6 月 28 日（水）まで

提出された意見の件数：4 件

No	提出者	提出された意見	意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	ローデ・シユワルツ・ジャパン株式会社	<p>当社はドイツ製高周波測定器の日本の販売会社でございます。近年の優れた性能を有する測定器に対する較正期間延長の法改正とのことで、当社の顧客となる測定器ユーザの OPEX 削減の点で利点となりますのでこの法改正を支持いたします。ところで較正期間延長の対象となる測定器として高周波電力計、電圧電流計、標準信号発生器の 3 種が案として挙げられておりますが、それらのみならず周波数計、スペクトル分析器、電界強度測定器及びそれらの機能を一台で有する複合型測定器（無線機テスタ）への適用も希望します。また高周波電力計については製造過程とメーカー校正の過程で温度特性を補正し揮発性メモリにその補正值を保存するタイプのセンサヘッドのみの外観をした、すぐれた電力計が一般的となっておりますので、校正用信号源を持ったものという条件を外して頂きたくご検討をお願いいたします。また、「すぐれた性能を有する測定器」の定義を明確にして頂きたいと考えます。例えば測定器メーカーが性能諸元を保証可能な推奨校正周期に準じた定義が望ましいと考えます。</p>	<p>おおむね賛成の意見として承ります。</p> <p>今回の改正による較正等の期間の延長は、優れた性能を有するもの、すなわち、①部品の性能が向上し、②構造が簡素化したことにより、測定のスレが小さく、安定的な測定結果が得られるものとして、改正案の 3 機種を対象としたものです。御指摘の周波数計・スペクトル分析器・電界強度測定器並びに複数の測定器等の機能を有する複合型測定器については、構造が複雑で必ずしも安定的な測定結果を得られるものではないことから、改正の主旨を踏まえ、従来どおりとさせていただきます。</p> <p>また、御指摘の高周波電力計につきましては、センサ部分のみならず、測定器全体の構成を含めて性能の条件を考慮することが必要となりますので、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>なお、対象となる測定器等の拡大や期間の延長等</p>	無

			<p>に関しては、今後引き続き検討を進めてまいります。</p>	
2	電気事業連 合会	<p>今回の省令改正に伴い、一部測定器の較正期間が1年から2年に延長されることにより、コスト低減が図れるものと期待しているところではありますが、省令改正では、一部の測定器のみが対象であるため、登録検査に用いる全ての測定器への拡大と較正期間の法令上の最大期間である3年への延長が出来れば、更なるコスト低減を図ることができるので、対象機器の拡大と較正期間の延長を希望します。</p> <p>また、登録検査対象となる固定局や基地局などは公共性の高い企業が多数所有していることから、登録検査等事業者の負担減により点検料金の低価格化が進めば、免許人を通じてその便益は公共に還元されると思います。</p>	<p>おおむね賛成の意見として承ります。</p> <p>較正等の期間を延長する測定器等につきましては、【意見1】への回答と同様に、構造が簡素化され、部品の性能の向上等により安定的な測定結果が得られるものとして、改正案の3機種を対象としたものです。他の測定器等については、構造が複雑で必ずしも安定的な測定結果を得られるものではないことなどから、改正の主旨を踏まえ従来どおりとさせていただきます。</p> <p>なお、対象となる測定器等の拡大や期間の延長等に関しては、今後引き続き検討を進めてまいります。</p>	無
3	一般社団法人 情報通信 ネットワーク 産業協会	<p>測定器等の較正期間の延長について賛同致します。</p> <p>なお、較正期間延長の対象とする測定器等を別紙2等の改正案に示す測定器に限定せず対象を広げて頂くことを希望します。</p> <p>また、我々は、メーカーであり、登録証明機関ではないため、本改正案に直接該当する部分ではありませんが、</p> <p>① 工事設計認証等を受ける場合、登録証明機関が受け入れていただければ、自社等測定の特長試験の結果資料を持って、認証を受けることができます。この場合、測定器等の較正等に係る期間についても審査されています。</p>	<p>おおむね賛成の意見として承ります。</p> <p>較正等の期間を延長する測定器等につきましては、【意見1】への回答と同様に、構造が簡素化され、部品の性能の向上等により安定的な測定結果が得られるものとして、改正案の3機種を対象としたものです。他の測定器等については、構造が複雑で必ずしも安定的な測定結果を得られるものではないことなどから、改正の主旨を踏まえ従来どおりとさせていただきます。</p>	無

		<p>また、登録検査等事業者も同様ですが、別紙2 案では、周波数計、スペクトル分析器、電界強度測定器が測定器等の較正等に係る期間の延長に含まれておらず、現状では複数の機能を有する複合計測機（無線機テスト等）を用いる場合があります。この複合機に含まれる周波数計、スペクトル分析器、電界強度測定器についても合わせて較正期間2年以上を要望します。一の計測器に1年又は2年の較正があると、その計測器は、1年の較正を行うこととなります。</p> <p>② 主に携帯電話の場合、比吸収率測定装置を用いて、工事設計認証等を受ける場合、登録証明機関が受け入れていただければ、自社等測定の特性試験の結果資料を持って、認証を受けている場合があります。この場合、測定器等の較正等に係る期間についても審査されています。比吸収率測定装置の場合、電界プローブに限られており経年劣化するような構造ではなく、十分な耐久性を備えています。</p> <p>また、比吸収率の測定におきましては、「測定精度の妥当性を確認するため、定期的に標準ダイポールアンテナ等を送信アンテナとして用いて、測定装置の簡易性能試験を実施すること。」と法令に定められているため異常が発生した場合には、すぐに検知することが可能のことから、較正期間2年以上を要望します。</p>	<p>なお、対象となる測定器等の拡大や期間の延長等に関しては、今後引き続き検討を進めてまいります。</p> <p>また、御指摘の比吸収率測定装置につきましては、【意見1】への回答と同様に、測定器を構成する部品の一部分だけではなく、全体の構成を含めて性能の条件を考慮することが必要となりますので、当該測定器については従来どおりとさせていただきます。</p>	
4	個人	<p>よりよい改正にするために、以下の3点について検討をお願いします。</p> <p>1. 周波数計についても、延長の対象にして欲しい。</p> <p>「構造の簡素化された測定器」という観点からは、周波数計はもっとも簡素化されていると言えるため。また、アマチュア無線局では、±500ppmの周波数偏差が認められており0.001ppmといった精度で、毎年較正する必要性が感じられないため。周波数計の経年変化が500ppmよりも十分に小さいことが、測定器メーカーによって示されているならば、較正周期は3年でも良いのではないか。</p>	<p>おおむね賛成の意見として承ります。</p> <p>較正等の期間を延長する測定器等につきましては、【意見1】への回答と同様に、構造の簡素化のみならず、部品の性能の向上等により安定的な測定結果が得られる必要があることから、案のとおりとさせていただきます。</p> <p>また、製造後10年を超えた場合の較正期間につきましては、無線設備の検査及び技術基準の適合</p>	無

	<p>2. スペクトル分析器についても、延長の対象にして欲しい。</p> <p>各種試験を行う現場では、周波数、高周波電力、占有帯幅、スプリアスなどの測定が一台で行える、スペクトル分析器が広く使われているため。</p> <p>3. 「製造から10年を超えた場合の較正期間は1年とする」との記載があるが、製造から10年ではなく、製造メーカーによる保守を最後に行ったときから10年として欲しい。</p> <p>定期的に、製造メーカーに保守サービスを受け続けて10年を超えた測定器と、購入したまま使い続けて10年を超えた測定器とでは、測定結果の信頼性が全く異なるため。</p> <p>参考：最近の高周波電力計は、内蔵されたROMに補正値が記録されており、製造メーカーでないとROMの書き換えはできない。そのため、利用者は定期的に製造メーカーに対して書き換えを依頼するが、一緒に、経年劣化等の確認や（必要な場合には）部品の交換を行っている。同様に、スペクトル分析器も、プリアンプや減衰器の補正値が、内蔵ROMやハードディスクに書き込まれているため、定期的に製造メーカーに較正を依頼、合わせて保守点検を行っている。</p>	<p>証明に用いるものであることを踏まえ、経年劣化の影響を考慮し、案のとおり1年とさせていただきます。</p>	
--	--	---	--